

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日)

目 次

- ◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定(福祉保健課)
- 生活保護法による医療機関の変更()
- 生活保護法による診療所の休止()
- 生活保護法による診療所等の廃止()
- 被爆者一般疾病医療機関の指定(健康対策課)
- 被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退()
- 保健医療機関等の指定(保険課)
- 保険医等の登録()
- 土地収用法による事業の認定(管理課)
- 鳥取県政府調達苦情検討委員会設置要綱(審査課)
- 鳥取県政府調達に係る苦情の処理手続要領()
- 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)

告 示

鳥取県告示第三百三十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成八年五月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
日野病院	日野郡日野町根雨七三〇	平成八年四月十六日
佐野皮膚科	米子市夜見町一九二四一三	〃
きむら小児科	米子市皆生二七二六一一	平成八年四月十九日
有限会社あすなる調剤薬局	米子市夜見町一九二四一四	平成八年四月一日
有限会社あみはま薬局南町店	鳥取市南町四三〇	平成八年四月三日
いなば幸朋苑 訪問看護ステーション	鳥取市浜坂二二八一	平成八年四月一日

鳥取県告示第三百三十八号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成八年五月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
宮石クリニック	倉吉市福庭町一丁目一四一	平成八年二月二十九日
上田接骨院	鳥取市扇町八七	平成八年三月一日

鳥取県告示第三百三十九号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を休止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成八年五月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
星野医院	鳥取市青葉町二丁目一六五	平成八年三月三十一日

鳥取県告示第三百四十号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成八年五月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
庄司医院	鳥取市湖山町北二丁目二六〇	平成八年三月七日
日野病院	日野郡日野町根雨七三〇	平成八年三月二十七日

鳥取県告示第三百四十一号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十九条第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）第二十五条において準用する同令第十五条の規定により告示する。

平成八年五月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
日野病院	日野郡日野町根雨七三〇	平成八年三月二十八日
医療法人社団つくだ医院	倉吉市中江三二七―三	平成八年三月一日
きむら耳鼻咽喉科医院	鳥取市富安一丁目七六―二	平成八年三月九日
佐野皮膚科	米子市夜見町一九二四―三	平成八年四月一日
岡医院	岩美郡福部村大字海土四七二―一	〃
みなみ薬局	鳥取市富安一丁目七六	平成八年三月一日
有限会社あみはま薬局南町店	鳥取市南町四三〇	平成八年四月一日
有限会社あすなろ調剤薬局	米子市夜見町一九二四―四	〃
いなば幸朋苑訪問看護ステーション	鳥取市浜坂二二八―一	平成八年四月十五日

鳥取県告示第三百四十二号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関から指定辞退の届出があったので、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）第二十五条において準用する同令第十八条第二項の規定により告示する。

平成八年五月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
日野病院	日野郡日野町根雨七三〇	平成八年三月二十七日
つくだ医院	倉吉市大江三二七―三	平成八年三月一日
庄司医院	鳥取市湖山町北二丁目二六〇	平成八年三月七日
岡医院	岩美郡福部村大字海士四七一―一	平成八年三月三十一日

鳥取県告示第三百四十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成八年五月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岡医院	岩美郡福部村大字海士四七一―一	平成八年四月一日
樋口医院	鳥取市野坂九一四	平成八年五月一日
医療法人養和会広江病院	米子市上後藤三丁目五一―一	〃
医療法人南家医院	境港市渡町一四八〇	〃
上田医院	東伯郡東伯町大字浦安三三四	〃
神庭歯科医院	米子市旗ヶ崎七丁目一五―七	〃

入沢歯科医院 日野郡日南町大字生山六九〇 平成八年五月一日

植田歯科医院 八頭郡家町大字郡家二九―三 平成八年五月六日

松下内科医院 鳥取市雲山一―三―一 平成八年五月八日

なりさだ歯科医院 米子市西三柳三三〇―一 〃

有限会社エンゼル薬局 米子市八幡七二―一 平成八年五月一日

快生薬局 鳥取市徳尾八一―二八 〃

上山薬局 鳥取市美萩野二丁目一八―三二 〃

三栄調剤薬局 鳥取市吉成二丁目一五―四八 〃

ナガイ薬局 西伯郡岸本町大字大殿六一八 〃

鳥取県告示第三百四十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成八年五月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
汐田剛史	鳥医第五二五〇号	平成八年四月十六日
梅國和子	鳥業第九七〇号	平成八年三月十九日
清水倫子	鳥業第九七一号	平成八年三月二十七日
高木圭子	鳥業第九七二号	〃
和田一也	鳥業第九七三号	平成八年四月二日
本田幸子	鳥業第九七七号	平成八年四月十二日
福田武史	鳥業第九七八号	平成八年四月九日

鳥取県告示第三百四十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年五月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

大栄町

二 事業の種類

大栄町農業者健康管理トレーニングセンター建設事業

三 起業地

1 収用の部分 東伯郡大栄町大字瀬戸字万庭地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

東伯郡大栄町大字由良宿四二三一

大栄町役場

鳥取県告示第三百四十六号

次のとおり鳥取県政府調達苦情検討委員会設置要綱を定めたので、告示する。

平成八年五月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県政府調達苦情検討委員会設置要綱

（設置）

第一条 県が行う調達であつて、政府調達に関する協定（以下「協定」という。）の対象となる調達に係る供給者の苦情について、鳥取県政府調達に係る苦情の処理手続要綱（平成七年十二月二十六日決定）に基づき、公平かつ独立した立場から検討し、関係調達機関への提案等を行うため、鳥取県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織）

第二条 委員会は、委員五人以内で組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方公共団体の入札・契約制度に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

（任期）

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（守秘義務）

第四条 知事は、委嘱の際委員に職務上知り得た秘密を漏らさないことを誓約させるととする。

（委員長及び副委員長）

第五条 委員会に、委員長及び副委員長それぞれ一人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、委員会の会議を招集しようとする場合は、書面により、会議の日時、場所及び議事をあらかじめ委員に通知する。ただし、緊急のため、やむを得ない場合は、この限りでない。

3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

4 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)
第七条 委員会の庶務は、出納局会計課において処理する。

(雑則)

第八条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成八年一月一日から施行する。

鳥取県告示第三百四十七号

次のとおり鳥取県政府調達に係る苦情の処理手続要領を定めたので、告示する。

平成八年五月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県政府調達に係る苦情の処理手続要領

第一 目的

この要領は、鳥取県政府調達苦情検討委員会設置要綱により設置された鳥取県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）に、供給者（調達機関が製品又はサービスの調達を行った際に当該製品又はサービスの提供を行った者及び行うことが可能であった者をいう。以下同じ。）が政府調達に関する協定（以下「協定」という。）の対象となる調達について苦情を申し立てる場合の手続等について定めるものである。

第二 委員会

1 委員会は、苦情を文書で受理し、調達機関による当該苦情に係る調達のいかなる側面に関しても事実関係を調査し、調達機関に対する提案を行う。

2 申し立てられた苦情に関して利害関係を持つと認められる委員は、当該苦情の検討に参加することができない。

第三 苦情の申立て

1 供給者は、調達手続のいずれの段階であっても、協定のいずれかの規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから十日以内に、委員会へ苦情を申し立てることができる。この場合においては、まず、当該調達を行った機関との間で協議を行い、解決を求めることが奨励される。

2 前項により、供給者が調達機関に対し協議を行いたい旨申し出た場合にあっては、当該調達機関は当該供給者と速やかに協議を行い、苦情を解決するよう努めなければならない。

第四 参加者

1 苦情の申立てがあった場合、当該苦情に係る調達に利害関係を持つすべての供給者は、苦情処理手続に参加することができる。

2 苦情の申立てがあった場合、当該苦情に係る調達を行った機関（以下「関係調達機関」という。）は、苦情処理手続に参加しなければならない。

3 苦情の申立てがあった場合、当該苦情に係る調達に利害関係を持つ供給者であって当該苦情処理手続に参加を希望するものは、第五の5に定める公示後五日以内に参加の意志を委員会に通知しなければならない。この場合において、当該供給者であって通知を行った者（以下「参加者」という。）は、第五の2の規定によって妨げられない限り、第五の8に定める手続の適用を受ける（日数の計算は、特に規定のない限り暦日による。）。

第五 苦情の検討の手続

1 委員会は、苦情の申立てがあった後直ちに、その写しを関係調達機関に送付する。
2 委員会は、協定第二十三条の規定に基づき協定の適用除外に当たると調達機関が

判断した調達に係る苦情申立てについては、受け付けない。

3 委員会は、申立て後七作業日（県の休日でない日をいう。以下同じ。）以内に苦情について検討し、苦情が次の各号の一に該当する場合には、文書により理由を付して却下することができる。

一 遅れて申立てが行われた場合

二 協定と無関係な場合

三 軽微又は無意味な場合

四 供給者からの申立てでない場合

五 その他委員会による検討が適当でない場合

4 前項第一号の規定にかかわらず、委員会は、苦情の申立てが遅れたことについて、正当な理由があると認める場合には、当該申立てを受理することができる。

5 委員会は、苦情が正当に申し立てられたと認め受理した場合には、その旨を、当該苦情を申し立てた者（以下「苦情申立人」という。）及び関係調達機関に対し、直ちに文書で通知するとともに、委員長の間定るところにより公示を行う。

6 契約締結又は契約執行の停止

(1) 委員会は、原則として、契約締結に至る前の段階での苦情申立てについては、関係調達機関に対し苦情処理に係る期間内は契約を締結すべきでない旨の要請を申立て後十日以内に文書で行う。

(2) 委員会は、原則として、契約締結後十日以内に行われた苦情申立てについては、関係調達機関に対し苦情処理に係る期間内は契約執行を停止すべきである旨の要請を速やかに文書で行う。

(3) 委員会は、緊急かつやむを得ない状況にあるため、契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請を関係調達機関に対して行わないと決定した場合には、その旨を理由を付して直ちに苦情申立人に文書で通知する。

(4) 調達機関は、委員会から契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請を受けた場合には、速やかにこれに従う。ただし、当該調達機関の長が緊急かつやむを得ない状況にあるため、又は公益上の理由があるため、委

員会の要請に従うことができないと判断し、かつ、その旨を理由を付して直ちに委員会に文書で通知する場合は、この限りでない。

(5) (4)のただし書の場合において、通知を受けた委員会は直ちに当該文書の写しを苦情申立人に送付する。

7 検討

(1) 委員会は、苦情申立人及び関係調達機関に対し、説明、主張、文書の提出等を求め、これに基づき、苦情についての検討を行う。

(2) 委員会は、受理した苦情に係る調達に関して裁判所に対し訴えが提起された場合であっても当該訴えにかかわらず、この要領の定めるところにより苦情についての検討を行う。

(3) 苦情申立人及び関係調達機関は、委員会が検討の結果をとりまとめる前に、委員会の会議に出席し、その意見を述べることができる。

(4) 苦情申立人及び関係調達機関は、委員会に出席するに当たっては、代理人又は補佐人を利用することができる。

(5) 苦情申立人及び関係調達機関は、当該苦情の申立てに関して開催される委員会の会議における互いの陳述を傍聴することができる。ただし、委員会が傍聴が適当ではないと判断する場合は、この限りでない。

(6) 苦情申立人及び関係調達機関は、委員会に証人を出席させるよう求めることができる。

(7) 苦情申立人及び関係調達機関は、委員会の会議における自らの行う意見又は報告の陳述を公開するよう求めることができる。

(8) 委員会は、苦情申立人若しくは関係調達機関の要請により、又は委員会自らの発意により、苦情の内容について公聴会を開くことができる。

(9) 委員会は、必要に応じ、検討の対象となる調達に関し識見を持つ技術者等より意見を聴くことができる。この場合において、当該技術者等は、当該調達に関して実質的な利害関係を持つ者であってはならない。

8 関係調達機関の報告書

(1) 関係調達機関は、申し立てられた苦情が委員会に受理された場合、当該苦情の

写しが当該関係調達機関に送付された後十四日以内に、委員会に対し、次の事項を含む苦情に係る調達に関する報告書を提出しなければならない。

一 当該苦情に係る調達に関連する仕様書、その一部を含む入札書類その他の文書

二 関連する事実、判明した事実並びに関係調達機関の行為及び提案を明記し、かつ、苦情事項のすべてに答えている説明文

三 苦情を解決する上で必要となり得る追加的事項又は情報

(2) 委員会は、(1)に定める報告書を受領した後直ちに、苦情申立人及び参加者に対し、当該報告書の写しを送付するとともに、当該写しを受領した苦情申立人及び参加者に対し、受領後七日以内に委員会に意見又は当該報告書に基づき苦情の検討を希望する旨の要望を提出する機会を与える。委員会は、当該意見又は要望を受領した後直ちにその写しを関係調達機関に送付する。

(3) 委員会は、供給者の営業上の秘密、製造過程、知的財産その他供給者が提出した商業上の秘密情報を第三者に開示しない。

第六 検討の結果及び提案

1 委員会は、苦情が申し立てられた後九十日以内（公共事業に係る苦情申立てについては五十日以内）に、検討の結果の報告書を文書で作成する。この場合において、委員会は、当該報告書において、検討の結果の根拠に関する説明とともに、苦情の全部又は一部を認めるか否か、及び調達の手続が協定の規定に反して行われたものか否かを明らかにする。

2 委員会は、協定に定める措置が実施されていないと認める場合には、次の各号の一又は二以上を含む適切な是正策を提案するため、報告書とともに提案書を文書で作成する。

一 新たに調達手続を行う。

二 調達条件を変えず、再度調達を行う。

三 調達を再審査する。

四 他の供給者を契約締結者とする。

五 契約を破棄する。

3 委員会は、検討の結果及び提案を作成するに当たり、調達手続におけるかしの程度、全部又は一部の供給者に与えた不利益な影響の程度、協定の主旨の阻害の程度、苦情申立人及び関係調達機関の誠意、当該調達に係る契約の履行の程度、当該提案が調達機関に与える負担、調達の緊急性及び調達機関の業務に対する影響等、当該調達に関する状況を考慮する。

4 委員会は、報告書及び提案書を作成した後直ちに苦情申立人、関係調達機関及び参加者に送付する。

5 関係調達機関は、原則として、当該関係調達機関自身の決定として、正当に申し立てられた苦情に係る委員会の提案に従うものとし、提案に従わないとの判断を行った場合には、提案書を受領した後十日以内（公共事業に係る苦情申立てについては六十日以内）に理由を付して委員会に報告しなければならない。

6 委員会は、検討の結果及び提案に関する外部からの照会に応じる。

7 委員会は、申し立てられた苦情を検討する際に当該苦情に係る調達に関して法律に違反する不正又は行為の証拠を発見した場合には、適当な執行当局による措置を求めるため、当該当局に通報する。

第七 迅速処理

1 委員会は、苦情申立人又は関係調達機関から文書で苦情の迅速な処理の要請があった場合には、以下に定める迅速処理の手続に従って苦情処理を行うか否かを決定する。

2 委員会は、迅速処理の要請を受領した後直ちに迅速処理を適用するか否かを決定し、苦情申立人、関係調達機関及び参加者に対しその旨を通知する。

3 迅速処理が適用される場合の期限及び手続は、次のとおりとする。

(1) 関係調達機関は、委員会から迅速処理が適用される旨の通知を受けた後六作業日以内に、第五の8に定める報告書を委員会に提出する。この場合において、委員会は当該報告書を受領した後直ちに、苦情申立人及び参加者に対し、その写し

を送付するとともに、当該写しを受領した後五日以内に、委員会に意見又は当該文書に基づき事実判断を希望する旨の要望を提出する機会を与えるものとし、委員会は、当該意見又は要望を受領した後直ちに、その写しを関係調達機関に送付する。

(2) 委員会は、苦情が申し立てられた後四十五日以内（公共事業並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスに係る苦情申立てについては、二十五日以内）に、検討の結果の報告書及び提案書を文書で作成する。

第八 苦情の受付及び処理の状況の公表
知事は、政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況をとりまとめ、その概要を定期的に公表する。

第九 調達に係る文書の保存
調達機関は、苦情の処理手続に資するため、協定の対象となる調達を行った場合には、当該調達に係る契約の日から三年間（公共事業並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスに係る場合については五年間）、当該調達に係る文書を保存しなければならない。

第十 適用
1 協定に定める適用基準額の邦貨換算額については、地方公共団体の物品等又は特定業務の調達手続の特例を定める政令第三条第一項に規定する自治大臣の定める区分及び自治大臣の定める額を定める件（平成七年十二月八日自治省告示第二〇七号）によるものとする。
2 この要領は、平成八年一月一日以降に申し立てられた苦情について適用する。

公 出

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第五条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成8年5月10日

鳥取県公安委員長 上 田 努

- 1 講習の種別及び受講対象者
経験者講習
鳥取県内に住所を有する者のうち次の掲げるものを対象とする。
(1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
(2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

種別 区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経 験 者 講 習	平成8年6月5日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市統町一丁目151 鳥取県米子警察署会議 室	倉吉・八橋・米子・境 港・溝口及び黒坂の各 警察署の管内に居住す る者
	平成8年6月27日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目2220 鳥取県庁議会議棟2階 第二執行部控室	岩美・鳥取・郡家・智 頭・浜村及び倉吉の各 警察署の管内に居住す る者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を經由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 2,400円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑